

印旛沼遊覧事業（印旛沼周遊航路）

安全管理規程

公益社団法人 佐倉市観光協会

目 次

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 経営の責任者の責務
- 第 3 章 安全管理の組織
- 第 4 章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
- 第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
- 第 7 章 安全管理規程の変更
- 第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第 9 章 運航の可否判断
- 第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第 12 章 輸送施設の点検整備
- 第 13 章 海難その他の事故の処理
- 第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等
- 第 15 章 雑 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、経営のトップが定める明確な安全方針に基づき、協会内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当協会の使用する旅客船（以下「船舶」という）の業務（付随する業務を含む。以下同じ）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、協会一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	社団法人佐倉市観光協会会長を筆頭とする理事及び事務局長（理事会の決議事項網も含む）
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者（営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する） また、営業所における陸上作業、船内作業を実施する
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、運航回数に関する計画
(10)	配船計画	旅客の需要に見合う配船、入渠、予備船の投入等に関する計画
(11)	配乗計画	乗組員の編成及びその配員に関する計画
(12)	発航	現在の停泊場所を解らんして目的の航行を開始すること
(13)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(14)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「着岸」を行うこと

(15)	反転	目的の航行の継続を中止し、発航地点に引返すこと
(16)	気象・水象	風速（10 分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる）及び水位
(17)	運航基準図	航行経路（起終点、針路、変針点等）、航海速力、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(18)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む
(19)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(20)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第 2 条に定める危険物
(21)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設

（運航基準、作業基準、事故処理基準）

第 3 条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準を定める。

2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。

3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。

4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

第2章 経営トップ責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当協会全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全管理体制の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当協会の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当協会内部へ周知する。

2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
- (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。なお、安全統括管理者が運航管理者を兼務する場合がある。

公益社団法人	佐倉市観光協会事務所	安全統括管理者	1 人
		運 航 管 理 者	1 人
	営業所	運航管理補助者	若干人

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

（安全統括管理者の選任）

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

場合により運航管理者を兼務することができる。

（運航管理者の選任）

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて、海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

場合により安全統括管理者が兼務することができる。

（安全統括管理者及び運航管理者の解任）

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- （1） 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- （2） 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- （3） 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

（運航管理補助者の選任及び解任）

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

（運航管理者代行の指名）

第13条 運航管理者は、当協会の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を、順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

（安全統括管理者の勤務体制）

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

（運航管理者の勤務体制）

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として当協会事務所に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは営業所の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができ

ないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、当協会の使用船舶が就航している間は、原則として営業所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当協会内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以降に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、従来の船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 営業所に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

2 営業所に勤務する運航管理補助者は、当協会の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

- (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の実施
- (2) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における作業の実施
- (3) 陸上施設の点検及び整備
- (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、協会内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、印旛沼及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 船舶又は陸上施設の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・水象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2 船長は、運航の中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

4 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

5 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

6 運航中止の措置をとるべき気象・水象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきである

と判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は着岸を促し若しくは指示してはならない。

（経営の責任者又は安全統括管理者の指示）

第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

（運航管理者の援助措置）

第27条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

（運航の可否判断等の記録）

第28条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

（運航管理者の措置）

第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・水面の状態に関する情報
- (2) 印旛沼およびその流域の状況
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 乗船した旅客数
- (5) 乗船待ちの旅客数
- (6) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

（船長の措置）

第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前点検を終え出航するとき
- (2) 入港したとき
- (3) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (4) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

る。

- (1) 気象・水象に関する情報
- (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第31条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を作成し、各船舶及び営業所に備えなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第32条 運航管理補助者(船長)及び船員は陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導などの安全の確保に努める。

2 その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第33条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第34条 旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については、作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第35条 船長は、発航前に点検箇所、点検要領を定めた点検簿に従い船舶が航行に支障がないかどうか、その他航行に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内点検)

第36条 船長は航行中、船内の状況に留意し、直接状況を見られない場所その他必要と認める場所については乗組員に点検させるものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第37条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第38条 乗組員は、飲酒等の後、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15 mg以上である間、業務に携わってはならない。

2 船長は、乗組員が飲酒等の後、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15 mg以上である間、業務に携わらせてはならない。

3 アルコール検査の方法

操船業務開始前に乗組員(船長)はアルコール検知器を用いて、アルコール検査を実施す

ること。

4 アルコール検査結果の記録・保存

①上記のアルコール検査の結果については、以下の事項を検査記録簿に記載すること。

- ・検査した日時
- ・当直者（検査実施者）の氏名
- ・検査結果

② 検査結果の記録については、3年間保存する。

5 アルコール検知器の精度・保守管理

①アルコール検査に使用するアルコール検知器は、以下の性能を満たすこと。

- ・アルコール濃度を測定し数値を表示できること。

②使用するアルコール検知器については、製造業者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用・保守管理するとともに定期的に故障の有無を確認し、常時正確に測定できる状態を維持すること。

6 飲酒禁止期間

乗組員（船長）は操船業務開始前8時間は、飲酒してはならない。

7 飲酒教育の実施

安全統括管理者は、乗組員、運航管理員、経営層を含む安全管理に従事する者に対して、飲酒の危険性及び飲酒対策の必要性について、理解しやすい具体的な飲酒教育を定期的に実施する。

第12章 輸送施設の点検整備

（船舶検査結果の確認）

第39条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

（船舶の点検整備）

第40条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、発航前点検を実施するものとする。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

（陸上施設の点検整備）

第41条 運航管理者は、係留施設、乗降用施設等について毎日1回以上点検を実施し、異常のある箇所を発見したときは、直ちにその修復整備の措置を講じなければならない。

第13章 水難その他の事故の処理

（事故処理にあたっての基本的態度）

第42条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- （1） 人命の安全の確保を最優先とすること。
- （2） 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- （3） 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- （4） 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- （5） 当協会従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第43条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び警察官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに救難信号を発しなければならない。なお併せて携帯電話にて「110番」へ通報しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第44条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第45条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切な対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第46条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第47条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第48条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び警察官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、乗組員、安全管理に従事する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む）その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況及び水難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

（訓練）

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者と共に年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全協会的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。

（記録）

第52条 運航管理者は、前2条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

（内部監査及び見直し）

第53条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航行中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を協会内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5 内部監査は、安全統括管理者及び運航管理者等が行い。業務の監査、安全 マネジメント態勢の監査を行う。

15章 雑則

（安全管理規程等の備付け等）

第54条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。

2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

（情報伝達）

第55条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する情報をまとめると共に、容易に入手、閲覧できるようにする。

2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる従業員が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへ直接上申する体制を整える。

3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。

4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、郵送の安全に係る情報を適時、外部に対して公表する。

この規程は、平成27年12月1日より実施する。

運 航 基 準

目 次

第 1 章 目 的

第 2 章 運航の可否判断

第 3 章 船 舶 の 航 行

公益社団法人 佐倉市観光協会

(目的)

第1条 この基準は、運航管理規程に基づき、印旛沼周遊航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の中止

(発航の中止)

第2条 船長は、発航地湾内の気象、水象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象

名 称	風 速	波 高	視 程	橋梁下
印 旛 沼	8 m/ s 以上	0. 3 m以上	1 0 0 m以下	3 0 m以下

(基準運航の中止等)

第3条 船長は、基準運航を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認められるとき、周囲の視程が1 0 0 m以下となったときは、基準運航を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更、その他適切な措置をとらなければならない。

第3章 船舶の航行

(運航基準図)

第4条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

基準航路（発着場の位置、針路、変針点等）

地形、水深、水流等から、航行上特に留意すべき箇所

その他、航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第5条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準)

第6条 速力基準は、次のとおりとする。

微 速 1ノット 1, 0 0 0 r p m

半 則 3ノット 2, 0 0 0 r p m

航行速力 6ノット 4, 0 0 0 r p m

2 船長は、速力基準図表を船橋内の操作をする位置から見やすい場所に掲示しなければならない。

(運航管理者等との連絡等)

第7条 船長は、基準航行を中止したとき、又は、運航管理上必要と認める事項があるときは、直ちに運航管理者（船長が運航管理者を兼務している場合は、運航管理補助員）に連絡しなければならない。

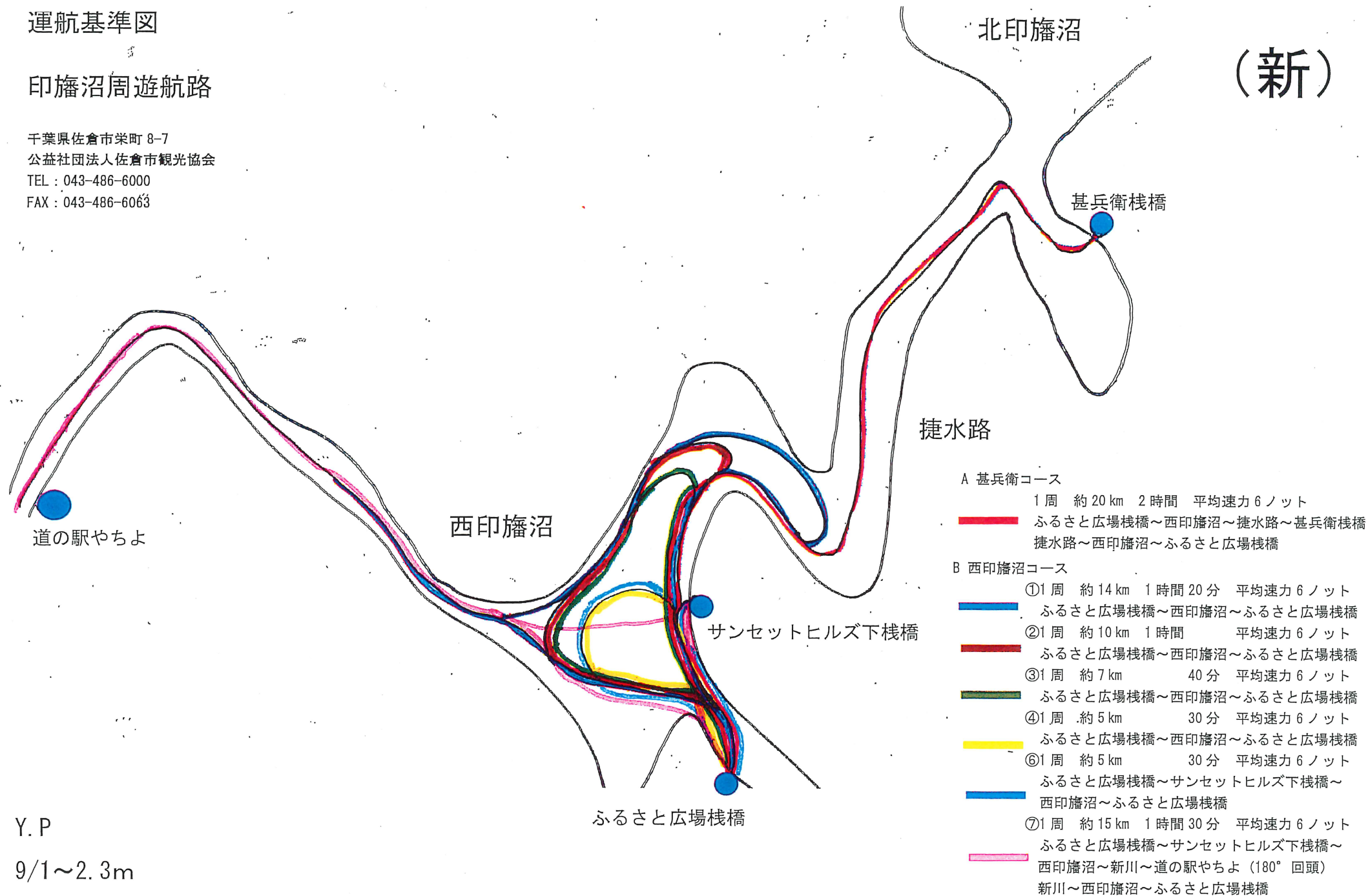
添付物 「運航基準図」

運航基準図

印旛沼周遊航路

千葉県佐倉市栄町 8-7
公益社団法人佐倉市観光協会
TEL : 043-486-6000
FAX : 043-486-6063

(新)



Y.P

9/1～2.3m

5/1～2.5m

(公社) 佐倉市観光協会 遊覧船事業 安全運航マニュアル

1. 運航管理責任者の選任

(1) 運航管理責任者

	運航管理責任者	代行者
職		船長
氏 名	大谷 健治	田中 義文
連絡先		

(2) 運航管理責任者の職務及び権限

運航管理責任者はこのマニュアルに定める職務を行うほか、主として次の職務を行う。

- ①当協会が作成した運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更したものに対し、安全性を検討し、問題がある場合には速やかに報告すること。
- ②陸上における旅客の誘導並びにその乗下船の際及び船舶の離着岸の際の陸上における作業を指揮監督すること。
- ③当協会が所有する全ての船舶並びに発着場の点検、及び整備の状況を一年通し把握し管理すること。
- ④気象が運航を中止するべき条件に達した場合に、接岸している船舶に対し発航中止の指示をし、速やかに当協会に報告すること。
- ⑤気象通報等運航に関する情報を収集し、船長に提供すること。
- ⑥輸送中の船舶における旅客数並びに船舶の動静を把握すること。
- ⑦事故が発生した場合に関係者にすみやかに通報し、救難その他の作業に指揮をとること。
- ⑧危険物の取扱いについて関係法令の実施を確保すること。
- ⑨作業員及び乗組員に対し安全教育を実施すること。
- ⑩事業に関する作業を行ったときは、運航・作業日誌に所定の事項を記入し、報告並びに提出すること。
- ⑪当協会所有の全ての船舶及び乗降場において、異常等を発見した場合、その他、報告すべき事項が生じた場合はすみやかに当協会に報告すること。
- ⑫当協会所有すべての船舶並びに乗降場の修理、及び備品、消耗品等の購入等の必要が生じた時は当協会に連絡すること。

2. 気象情報の収集・確認

運航管理責任者及び船長は、新聞、ラジオ、テレビ等の情報に注意し、運航前には必ず気象FAX、電話サービス、または市防災課等により天気予報の確認を行う。

3. 運航中止基準

①発航の中止

(ア) 船長は発航地内並びに発航前において航行中に遭遇する気象が次に掲げる条件の一つに達している、もしくは達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発 着 所 名	風 速	波 高	規 程
佐倉ふるさと広場桟橋	8 m/ s 以上	0. 3 m以上	1 0 0 m以上

(イ) 上記に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

②基準航行の中止

(ア) 船長は航行中、気象が次に掲げる条件の一つに達するおそれがあると認めたときは、基準航行は中止し、減速、適宜の変針及び基準経路の変更等の措置をとらなければならない

発 着 所 名	風 速	波 高	動 揺
佐倉ふるさと広場桟橋	8 m/ s 以上	0. 3 m以上	横揺れ1 5 度以上

(イ) 船長は航行中、気象が次に掲げる条件の一つに達するおそれがあると認めるときは、目的地への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

発 着 所 名	風 速	波 高
佐倉ふるさと広場桟橋	8 m/ s 以上	0. 3 m以上

4. 航路経路

運航基準図は、別途作成する

5. 船舶その他の輸送施設の点検設備等

下記の項目を発航前に点検し、運航・作業日誌に記入する。

- ①燃料が、全航程に必要な量より2～3割以上あるかどうか。
- ②潤滑油の確認及び補充用の潤滑油の有無の確認。
- ③備品、予備品、消耗品、工具、特殊工具の在庫及び保管状況の確認。
- ④救命設備、消火設備の確認。
- ⑤目的地及び航程途中の気象の確認。
- ⑥乗降設備の確認。
- ⑦繫船設備の確認。

6. 陸上施設の点検設備

- ①発着施設（係留施設及び乗降施設）の整備整頓。
- ②休憩所の整理整頓。
- ③発着施設及び休憩所の位置と構造図を末尾に添付する。

7. 旅客の乗降時の安全対策

- ①離岸及び着岸の際には、旅客の移動を禁止し、転倒事故が起きないように留意する。
- ②完全に船舶が停止し、着岸完了まで旅客に留意し、繁船を確実に行う。
- ③乗下船の時は、船を陸上側にしっかり固定し、安全確認をした後、旅客を誘導する。
- ④旅客が安全に乗下船できる場所以外の着岸はしない。

8. その他

- ①船長は各運航毎、もしくは事業に関する作業を行ったときは、運航・作業日誌に所定の事項を記入し、報告並びに提出すること。
- ②船長は使用船舶及び乗降場の異常等を発見した場合、その他、報告すべき事態が生じた場合は速やかに当協会に報告すること。
- ③船長は、使用船舶並びに乗降場の修理、及び備品、消耗品等の購入等の必要が生じた時は当協会に連絡すること。

9. 旅客が遵守すべき事項の周知

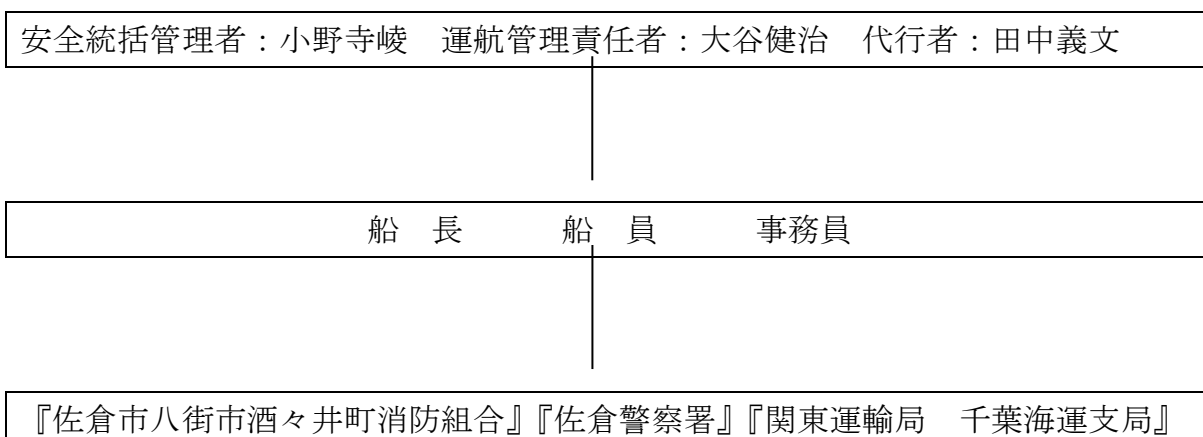
下記事項を船舶内に掲示し、発航前に口頭で旅客に周知する。

お客様へのご注意

次に掲げる行為は、法令により禁止されており、これに違反すれば罰せられることがありますのでご注意ください。

- 1. みだりに船舶内の操舵施設、その他運航のための設備を操作すること。
- 2. みだりに船舶内の立ち入りを禁止された場所に立ち入ること。
- 3. 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
- 4. みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置、器具を操作し、又は移動すること。
- 5. 石、硝子板、金属片など他船舶又は船舶上の人、もしくは積載物を損傷するおそれのある物体を船舶、人に向かって投げ、又は発射すること。
- 6. 水中に投棄を禁止された物品を水中に投棄すること。
- 7. 他の旅客に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
- 8. 船舶内の秩序もしくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。

10. 事故の処理体制



- ①上記のように船舶と陸上基地の双方が事故報告と緊急連絡をすみやかに行う。
- ②事故等により死傷者、行方不明者が生じた場合は、すみやかに警察、消防等関係機関に連絡し、連携してその措置にあたる。
- ③事故発生時の事故対策本部は、原則的に（公社）佐倉市観光協会に置く。
- ④事故処理完了後はすみやかに、事故所有報告を関係機関へ報告する。

作 業 基 準

目 次

第 1 章	目 的
第 2 章	作業体制
第 3 章	危険物等の取扱い
第 4 章	乗下船作業
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、印旛沼周遊航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者又は、運航管理補助者は、陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導等の作業を実施する。

2 船長は、乗組員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品は、運航管理者の指示に従い、船内に持ち込むことを拒絶しなければならない。

2 乗組員は、旅客の手回り品が前項の危険物等に該当する物の疑いがあるときは、船長に指示を受けて旅客の立会のもとに点検し、必要な措置を講じるものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸15分前とする。

2 離岸15分前になったときは、運航管理者又は、運航管理補助員は、旅客を乗船口に誘導し、船長及び乗組員と協力して乗船させる。

3 運航管理者又は、運航管理補助員は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し旅客定員を超えていないことを確認して船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 乗組員は、旅客の乗船が完了したときは、船長の指示により迅速に網放し等の離岸作業を実施する。

(着岸作業)

第6条 乗組員は、着岸時刻10分前になったときは着岸準備を行い、着岸に際しては迅速、確実に網取り作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理補助者は、旅客の乗下船の係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、乗降施設の保安に充分留意する。

(下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨を運航管理補助者及び乗組員に合図する。

2 船長及び乗組員は、運航管理者又は、運航管理補助者と協力して旅客を誘導して下船させる。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所とする。

(1) 乗下船時及び船内においては、係員の誘導に従うこと。

(2) 船内においては、他人に危害を加えるような行為または迷惑をかける行為をしないこと。

(3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

(1) 旅客の禁止事項

(2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法

(3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）

(4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

(5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

事 故 処 理 基 準

目 次

第 1 章 総 則

第 2 章 事故等発生時の通報

第 3 章 事故の処理等

第1章 総 則

(乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知)

第1条 この基準は、運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の極限を図るとともに、事故の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第2条 この基準において事故とは、運航中の船舶に係る事故及び事故に至るおそれの大きかった事態又は、事件（以下「事故」という）で次に掲げるものをいう。

(1) 旅客、乗組員またはその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病、その他の重大な人身事故（以下「人身事故」という）

(2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、行方不明、重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の事故

(3) 航路の障害、湖及び沼の損傷又は荒天等による運航の阻害

(4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行等の不法行為による運航の阻害

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡表の順位により通報)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に通報する場合は、速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 第三者の助言または援助を必要とする場合の船長の連絡は、別表2「官公署及び医療機関連絡表」

3 非常連絡は、原則として、別表1の非常連絡表によるものとする。ただし、事故のないようによっては、運航管理者の判断で連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ①船 名 ②日 時 ③場 所 ④事故種類 ⑤死傷者の有無
⑥救助の要否 ⑦当日の気象・水象

(2) 事故等の態様による事項

事故等の種類	連 絡 事 項
①衝突事故	ア 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力） イ 船体、機器の損傷状況 ウ 浸水の有無（あるときは④項） エ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） オ 自力航行の可否 カ 相手船の船種、船名、総トン数、船主・船長名 キ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否）
②乗揚げ事故	ア 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、沼底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） イ 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ウ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮の影響、波浪の影響 エ 船体、機器の損傷状況 オ 浸水の有無（あるときは④項） カ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 キ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
③火災事故	ア 出火場所及び火災の状況 イ 出火原因 ウ 船体、機器の損傷状況 エ 消火作業の状況 オ 消火の見通し
④浸水事故	ア 浸水箇所及び浸水の原因 イ 浸水量及びその増減の程度 ウ 船体、機器の損傷状況 エ 浸水防止作業の状況 オ 船体に及ぼす風浪の影響 カ 浸水防止の見通し キ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）

⑤強取、殺人、傷害、暴行等の不法行為	ア 事件の種類 イ 事件発生の際の端緒及び経緯 ウ 被害者の氏名、被害状況等 エ 被疑者の人数、氏名等 オ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 カ 措置状況など
⑥人身事故（行方不明を除く）	ア 事故の発生状況 イ 死傷者数又は疾病者数 ウ 発生原因 エ 負傷又は疾病の程度 オ 応急手当の状況 カ 緊急下船の必要の有無
⑦旅客、乗組員等の行方不明	ア 行方不明が判明した日時及び場所 イ 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ウ 行方不明者の氏名等 エ 行方不明者の遺留品等
⑧その他の事故（事故に至るおそれの大きかった事態を含む）	ア 事故の状況 イ 事故の原因 ウ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 水難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故極限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な旅客の誘導

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、不法行為者への中止を求める説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、連絡等がないまま着岸が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のための必要措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに警察署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 警察署等への救助要請
- (3) 行方不明者の搜索又は船舶救助のための搜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(医療救護の連絡等)

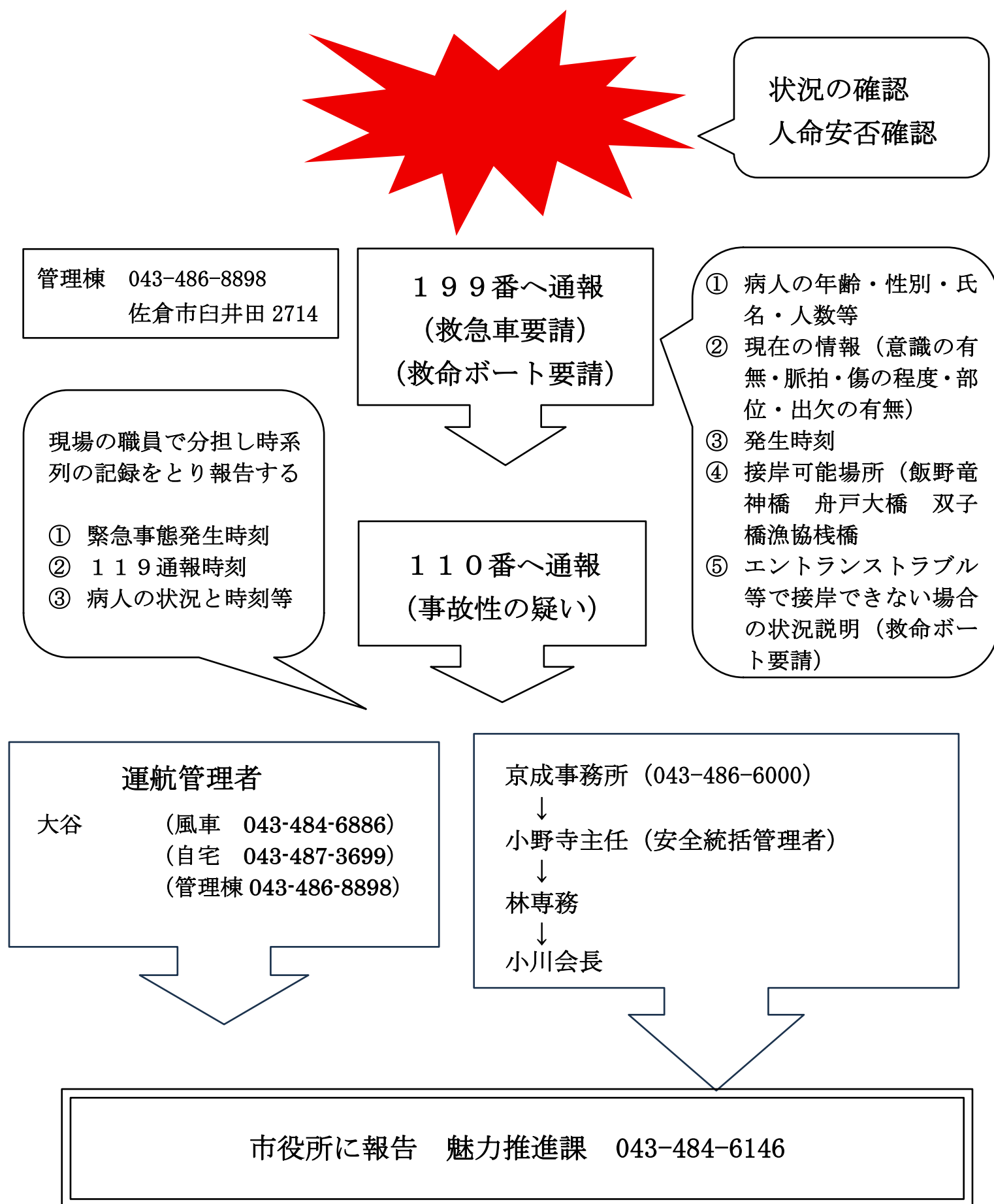
第8条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合は、その医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表2「官公署及び医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

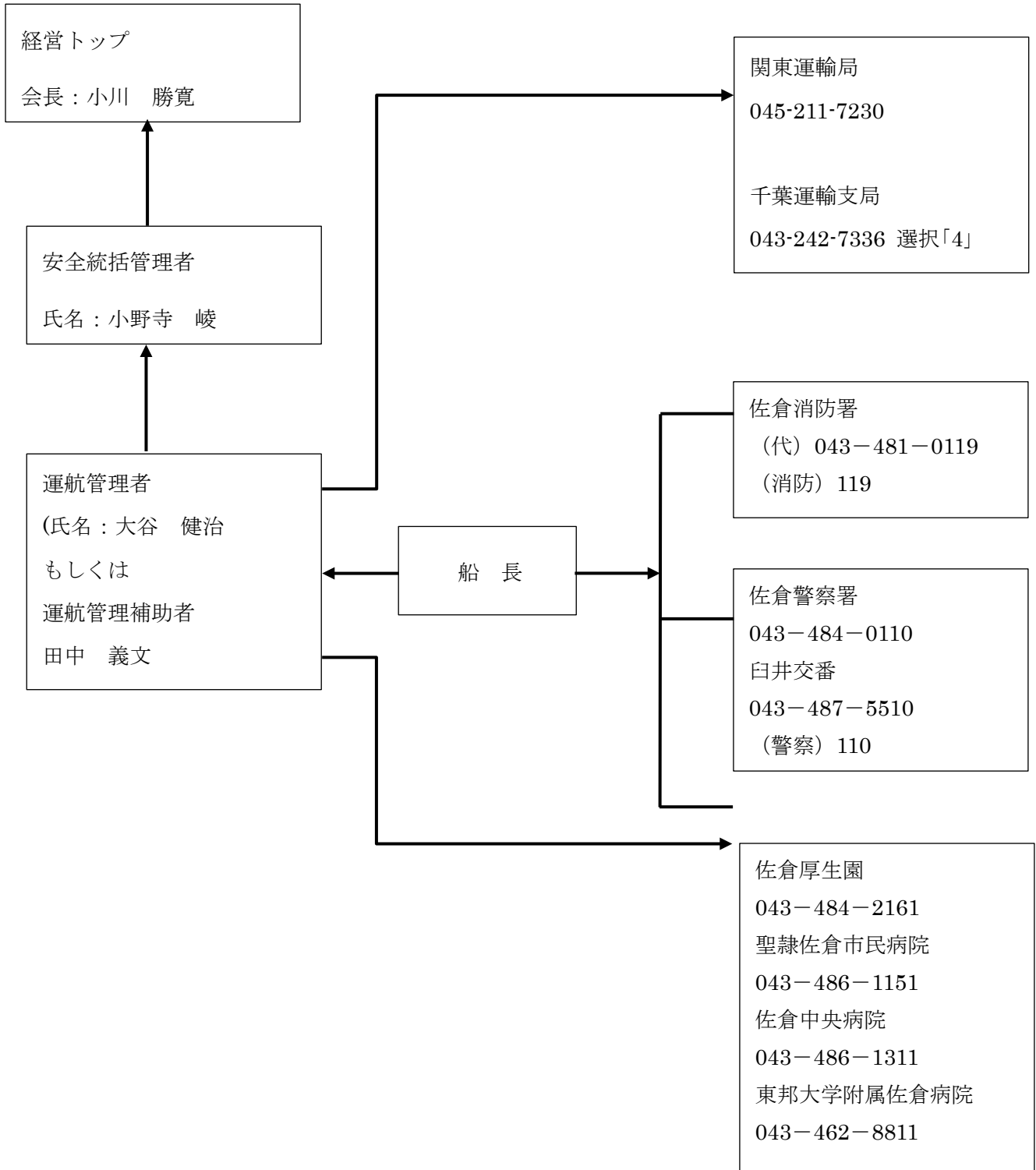
第9条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(公社) 佐倉市観光協会

緊急連絡体制表



非常連絡表（新）



別表

官公署及び医療機関連絡表 (新)

公益社団法人佐倉市観光協会

名 称	住 所	電 話
(運輸局) 関東運輸局 千葉運輸支局	横浜市中区北仲通 5 - 5 7 千葉市美浜区新港 1 9 8	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 0 夜間 0 9 0 - 5 3 2 4 - 3 3 7 9 0 4 3 - 2 4 2 - 7 3 3 6 選択番号「4」
(警察署) 110 佐倉警察署 佐倉警察署臼井交番	佐倉市表町 3 - 1 7 - 1 佐倉市王子台 4 - 1 - 1 6	0 4 3 - 4 8 4 - 0 1 1 0 0 4 3 - 4 8 7 - 5 5 1 0
(消防署) 119 佐倉消防署	佐倉市大蛇 2 8 1	0 4 3 - 4 8 1 - 0 1 1 9
(医療機関) 佐倉厚生園 聖隷佐倉市民病院 佐倉中央病院 東邦大学附属佐倉病院	佐倉市鎗木町 3 2 0 佐倉市江原台 2 - 3 6 - 2 佐倉市栄町 2 0 - 4 佐倉市下志津 5 6 4 - 1	0 4 3 - 4 8 4 - 2 1 6 1 0 4 3 - 4 8 6 - 1 1 5 1 0 4 3 - 4 8 6 - 1 3 1 1 0 4 3 - 4 6 2 - 8 8 1 1